

寄付金に対する免税の措置

個人の寄付金に対する免税の場合

所得控除と税額控除とを比較していずれかの方法を選択することができます。

(1) 所得控除…所得から差し引かれる金額

算式：**※1** 寄付金額 - 2,000円 = 所得控除額

※1 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が限度

確定申告必要書類 (2024年2月~3月)

「特定公益増進法人の証明書 (写)」 「領収証」

(2) 税額控除…所得税額から差し引かれる金額

算式：**(※2** 寄付金額 - 2,000円) × 40% = **※3** 所得税控除額

※2 控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が限度

※3 所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限

確定申告必要書類 (2024年2月~3月)

「税額控除に係る証明書 (写)」 「領収証」

法人の寄付金に対する免税の場合

これは受配者指定寄付金制度を利用した寄付金です。ご寄付いただきました寄付金は全額を損金算入することができます。詳しくは、海星学園事務室 (平日 8:00~17:00 TEL095 (826) 7321) までお尋ねください。

(受配者指定寄付金制度とは)

法人税を支払われている企業・法人様が私立学校の教育研究の発展のため、私学事業団を通じて指定する学校法人に寄付することにより、ご寄付いただいた企業・法人様が税制上の優遇措置を受けていただける制度です。